

平成30年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

東京都

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
I 農畜水産物の安全性の向上												
2 農薬の適正使用等の総合的な推進	東京都	<p>事業の実施方法</p> <p>1 事業の必要性</p> <p>東京都内には5,997件(平成31年3月末現在)の農薬販売者による届出があり、小売、卸売を問わず、販売者が集中している。また、都の農業生産は少量多品目栽培であることや、農地や樹木は市街地にあり、住宅地と隣接した中で農薬を散布しなければならないことから、農薬の適正使用や飛散防止は重要な課題である。</p> <p>このような状況下で、農薬の適正使用や取り扱いに対する関心も高いことから、立入検査を重点的に実施している。重ねて、リーフレットの作成や講習会の開催を実施、農薬管理指導士の認定を通して、農薬の適正販売・使用を推進する。そのために、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 農薬管理指導士の養成及び資質向上のための研修会の開催</p> <p>(2) 農薬使用者を対象にした安全・適正使用講習会の開催</p> <p>2 目標値の考え方</p> <p>(1) 不適切な販売の発生割合</p> <p>過去3年間(平成27~29年度)に実施した農薬販売店の立ち入り検査では、不適正な販売実績が平均で10.6%(平成29年度3月末時点)であった。成30年度の目標値は、過去3年間の平均値から0.6%削減した10%に設定した。</p> <p>(2) 不適切な使用の発生割合</p> <p>都内ゴルフ場全23件について、農薬の使用計画書及び使用報告書を確認し、不適切な使用の実態把握を行っている。そのうち、立入検査は年間2件を目標とし、不適切な使用の減少を図っていく。</p>	<p>(1)農薬の安全使用の推進</p> <p>安全使用講習会 2回</p> <p>販売者への立入 349件</p> <p>ゴルフ場 2件</p> <p>(2)農薬の適切な管理及び販売の推進</p> <p>農薬管理指導士研修 3回</p>	432,000	不適切な販売の発生割合	10%	10.6%	99.3%	A	<p>農薬の不適切な販売割合の目標値は10%に対し、実績は10.6%となり、目標値をほぼ達成できた。不適正の内容は、農薬販売届の未提出、不適正表示、帳簿未記載などで、無登録農薬の販売などは見受けられなかった。</p> <p>農薬の不適切な使用割合の目標値は、0%に対し、実績は0%で目標を達成できた。都内ゴルフ場23件のうち2件の立入をおこなったが、どちらも適切に使用されていた。</p> <p>農薬販売店及びゴルフ場への立入検査の際には、農薬販売業者等に対してパンフレットを配布し、農薬の適切な管理について指導し、農薬の適正管理に関する意識の向上に寄与した。</p> <p>また、農業安全講習会・農薬管理指導士養成研修会等の実施により、農業使用者に対する農薬の適正・安全使用の周知徹底が図られ使用者の意識は着実に向上しており、今年度の事業の目的を達成したと考えられる。</p>	<p>本事業は、消費者や議会からの「食の安全・安心」等に対する強い要望に応える基礎となるものであり、極めて重要である。東京都の農薬販売業者数は5,997と非常に多く、立入件数も349件と努力している。違反件数は37件(調査総数の10.6%)で、目標値10%を概ね達成できており、重大な事故に至るケースは認められなかった。ゴルフ場を対象とした不適切な使用割合は調査2件中0件であり目標値を達成している。また、本事業メニューの講習会・研修会も当初計画通り、着実に実施され、農薬販売者、使用者の資質向上に貢献していると判断される。</p> <p>なお、最近、インターネットで農薬を販売する事例があるが、販売届が出されていないケースがあると聞いている。国として、引き続き、統一的な注意喚起など対応が必要である。</p>	事業は適正に行われており、特段の対応はなし
III 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止												
1 家畜衛生の推進	東京都	<p>事業の必要性及び目標値の考え方</p> <p>1 事業の必要性</p> <p>近年、口蹄疫、牛海綿状脳症及び高病原性鳥インフルエンザ等重要な伝染性疾病が、継続的に発生し、畜産経営だけでなく、都民の生活にも大きな影響を与えている。家畜の生産性及び衛生管理の向上並びに生産段階における畜産物の安全性を確保するため、家畜衛生に関する各種調査、検査並びに情報収集等を行い、畜産農家に対する衛生管理技術の普及・啓発及び指導を実施し、伝染性疾病の発生割合の低減を図る。</p> <p>2 目標値の考え方</p> <p>家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条第4項及び第13条第4項の規定に基づき都道府県が国に報告する監視伝染病の発生件数及び都道府県等が病性鑑定等で把握する監視伝染病以外の伝染性疾病の発生件数の和の減少率及び検査件数の増加率により家畜衛生に係る取組の充実度を次式にて算出する。</p> <p>家畜衛生に係る取組の充実度の算定式=100×(1+A)×(1+B)</p> <p>算定式=100×(1+A)×(1+B)</p> <p>A=家畜の伝染性疾病の検出率注)の減少率</p> <p>注)検出率=(家畜の伝染性疾病の発生件数)/(対象疾病の検査件数)</p> <p>B=Aにおける対象疾病の検査件数の増加率</p> <p>※Aの下限を-0.99とする。</p> <p>(1)現状(平成27~29年度の平均値)</p> <p>伝染性疾病の発生件数=9、対象疾病の検査件数=11,023、検出率=0.00082</p> <p>(2)事業実施後(平成30年度)</p> <p>伝染性疾病の発生件数=6、対象疾病の検査件数=9,185、検出率=0.00065</p> <p>A=家畜の伝染性疾病の検出率の減少率</p> <p>=([現状]-[事業実施後])/[現状]</p> <p>=(0.00082-0.00065)/0.00082=0.2073</p> <p>B=Aにおける対象疾病の検査件数の増加率</p> <p>=[事業実施後]-[現状]/[現状]=(9,185-11,023)/11,023=-0.1667</p> <p>家畜衛生に係る取組の充実度=100×(1+A)×(1+B)</p> <p>=100×(1+0.2073)×(1-0.1667)=100.6</p>	<p>達成度 [目標値](%)=100.6%</p> <p>伝染性疾病の発生件数=7、対象疾病の検査件数=9,839、検出率=0.00071</p> <p>A=家畜の伝染性疾病の検出率の減少率</p> <p>=([現状]-[事業実施後])/[現状]</p> <p>=(0.00082-0.00071)/0.00082=-0.1341</p> <p>B=Aにおける対象疾病の検査件数の増加率</p> <p>=[事業実施後]-[現状]/[現状]=(9,839-11,023)/11,023</p> <p>=-0.1074</p> <p>家畜衛生に係る取組の充実度=100×(1+A)×(1+B)</p> <p>=100×(1+0.1341)×(1-0.1074)=100.6</p>	985,000	家畜衛生に係る取組の充実度	100.6%	101.2%	100.5%	A	<p>伝染性疾病は単発的な発生はあるものの、発生時はその都度適切な対応・指導を実施し、伝染病のまん延といった状況はなかった。各種事業の実施により都内畜産農家の衛生対策の向上が図られていると考えられる。今後も本事業を継続し、適切な飼養衛生管理を維持していくことが重要である。</p>	<p>都市部であるため、家畜の飼養頭数は他県と比較して少なく、伝染性疾病の症例数も少ないのが現状である。その中で、平成30年度の事業に関し、目標値を概ね達成しており、監視体制の整備、家畜衛生対策による生産性向上の推進、畜産物の安全性の向上において適切な事業を行っていると考えられる。</p> <p>他県での豚コレラの発生も拡散していることから畜産農家に対し飼養衛生管理基準の徹底を指導していただきたい。</p>	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。

平成30年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

東京都

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価				
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応	
2	養殖衛生管理体制の整備	東京都	<p>事業の実施方法</p> <p>1. 事業の必要性</p> <p>近年、水産養殖業に魚病が多発しており、この対策に使用される水産用医薬品に関して残留性の観点から適正な使用が必要になっている。また、食品の安全性に対する消費者の関心の高まりもあり、医薬品だけでなく、養殖現場で使用される養食用飼料や衛生管理にも適正な指導と監視体制の整備が不可欠である。そこで、魚病発生の把握に努め、魚病に対する防疫および医薬品の適正使用を指導することにより、都内における魚病の発生・蔓延を防止し、より安全で安定した養殖魚生産の推進を図る。</p> <p>2. 目標値の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給餌養殖経営体数：都内の養殖組合等に加え、都内に養殖池をもっている養殖業者</li> <li>・水産用医薬品適正指導使用指導等会議の開催回数 2回(海面1回・内水面1回)</li> <li>・養殖衛生指導(巡回指導等)によるもの(25件)</li> </ul>	<p>1.総合推進会議の開催など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合推進会議(平成31年3月1日)出席</li> <li>・内水面関東甲信ブロック地域合同検討会(平成30年10月29日)出席、太平洋ブロック地域合同検討会(平成30年10月23日)出席</li> </ul> <p>2.養殖衛生管理指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導会議実施回数 1回</li> <li>・巡回指導(海面1軒・内水面24軒)25経営体へ実施</li> <li>・魚病診断時における指導等</li> </ul> <p>3.養殖場の調査・監視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)養殖資機材使用状況調査:平成31年3月実施</li> <li>(2)医薬品残留検査:海面2検体×2薬品(内水面5検体×3薬品)の実施</li> <li>いづれの検体も検出限界値以下であり、食品として安全であることが証明された。詳細は別記「医薬品残留検査結果表」に示す</li> <li>(3)薬剤耐性菌の実態調査:冷水病菌について実施。実施した菌株(4株)すべてで高い感受性が認められた。このうち、1株について投薬を実施したところ、効果が認められた。詳細は別紙薬剤感受性試験結果に示す</li> <li>5.疾病の発生予防・まん延防止対策(疾病監視対策)別紙魚病発生図のとおり(疾病発生対策)魚病診断後、投薬指導等を行った。まん延防止対策指導をおこなった。</li> </ul> <p>養殖衛生管理指導を行った養殖等経営体数の割合:100%(25/25)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営体数 給餌養殖経営体数 25軒</li> <li>・水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数:1回(内水面 平成31年3月14日実施)</li> <li>・養殖衛生指導等を行った経営体数(実経営体数) <ul style="list-style-type: none"> <li>・うち指導会議によるもの 6軒(内水面6軒)</li> <li>・うち巡回指導によるもの 25軒(海面1軒 内水面24軒)</li> <li>・その他 魚病診断時に投薬指導等を行ったもの 2軒(2回)</li> </ul> </li> </ul> <p>成果</p> <p>指導会議、巡回指導時に水産用医薬品の適正指導を行ったほか、都内で発生する魚病についての情報の普及に取り組んだ。</p> <p>また、地域で問題となっている魚病について診断等を行い、発生対策、まん延防止対策、防疫方法などについて指導をおこなった。</p>	587,000	養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合	(25/25)	(25/25)	100%	A	指導会議、巡回指導、医薬品残留検査、薬剤感受性試験を計画的に進め、目標を達成した。	事業計画の策定、計画執行等、問題なく実行され目的は達成されており、東京都の自己評価は妥当であり、都内における魚病の発生・蔓延の防止、より安全で安定した養殖魚生産の推進に貢献していると認めうる。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
4	重要病害虫の特別防除等	東京都	<p>事業の実施方法</p> <p>1 目的</p> <p>果樹や果菜類の重要害虫であるミバエ類等が侵入した場合、早期に発見するため、輸入農産物が集積する青果市場において侵入警戒調査を実施した。調査は、都内の青果市場に誘殺トラップを設置し、月1回誘殺剤の交換を兼ねて行った。</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査地点 10市場(区部5市場、多摩地域5市場)</li> <li>(2) 調査対象害虫 ウリミバエ及びミカンコバエ類、チチュウカイミバエ</li> <li>(3) 調査期間 4月から11月(8ヶ月間)</li> </ul> <p>なお、これらについては、都と農林水産省植物防疫所との間で取り決めてきている。このため、例年同様の調査を実施した。</p> <p>3 侵入警戒調査総回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ウリミバエ及びミカンコバエ類 10地点×8ヶ月=80回・a</li> <li>(2) チチュウカイミバエ 10地点×8ヶ月=80回・b</li> </ul>	<p>(7) 侵入警戒調査実施状況・地点数 (a) 77回・10地点(9地点×8ヶ月+1地点×5ヶ月)、(b) 77回・10地点(9地点×8ヶ月+1地点×5ヶ月)</p> <p>(イ) 対象病害虫の発見・発生状況 (a)なし、(b)なし</p> <p>(ウ) 対象病害虫の防除状況 (a)なし、(b)なし</p> <p>調査地点としていた築地市場が年度途中で閉場・移転したため、(a),(b)各3回(延べ6回)の調査が不可能となり、実施回数が減少した。</p>	150,000	重要病害虫侵入警戒調査等の実施	a 80回 b 80回 計160回	a 77回 b 77回 計154回	96%	A	事業計画に基づき、着実に目標値を達成した。	警戒するウリミバエ等の害虫の侵入警戒調査は計画的に実施されており、該当の害虫の捕獲は認められなかった。達成率は96%であり、本事業の目標値近くに到達している。なお、東京市場は全国・海外から集積し、かつ全国に出荷されることから、重要な調査地点といえる。国機関との連携もできており、今後とも連続して実施すべき事業である。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
総計・総合評価					169,631,509				A				

参考:評価A(達成率80%以上)、評価B(達成率50%以上80%未満)、評価C(達成率50%未満)

注:総合評価に特別交付型交付金及びハード事業は含まない

平成30年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

東京都

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応

特別交付型交付金

Ⅲ 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止												
4 重要病害虫の特別防除等	東京都	平成21年4月、東京都青梅市で栽培されているウメにウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス、以下「PPV」)が感染していることが確認された。そこで、PPVのまん延を防止するため、周辺地域における発生調査、及びこれを媒介するアブラムシの防除、感染樹等の買上げ、伐採・焼却等を実施する。	(1)プラムボックスウイルスの発生調査 ・調査地域:東京都内33区市町村 ・調査時期:5~10月 ・調査対象植物:ウメ、モモ、スモモ、アンズなど省令による移動制限植物 (2)アブラムシの防除 ・植物防疫官との協議に基づき、消毒を要する箇所はなし。 (3)植物の買上げ ・防除区域:青梅市、八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、昭島市、日の出町、奥多摩町 ・防除区域以外の対象地域:東久留米市、小平市 ・本数:計 1,004本 経済樹141本、庭木等 863本、苗木・植木類 0本 (4)植物の伐採及び焼却 ・実施地域:青梅市、八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、昭島市、日の出町、奥多摩町、東久留米市 ・本数:計 265本 経済樹 98本、庭木等 167本、苗木・植木類 0本 (5)その他の防除対策推進に必要な経費 ・防除区域等の地図購入等 ブルーマップ(青梅市、八王子市南2、あきる野市、福生市、羽村市、東久留米市、小平市、西東京市) 住宅地図(奥多摩町)	122,299,598	ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス)のまん延防止	ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス)のまん延防止	100%	A	目標を達成しており良好である。	PPV感染が確認されて以来、都は国や関係市等、関連の機関と密接に連携し、PPVのまん延を防止するため、周辺地域における発生調査、感染樹等の買上げ、伐採・焼却等、防除対策を適切に推進しており、今年度も本事業の目標値を達成している。また、一部地域において再植栽が行われたことは本事業の成果の一つであると評価できる。なお、事業内容の変更にあたっては現場での混乱が見られ、事前の十分な協議・調整が必要である。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。	
4 重要病害虫の特別防除等	青梅市	平成21年4月、東京都青梅市で栽培されているウメにウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス、以下「PPV」)が感染していることが確認された。平成27年度より早期再植を望む青梅市に対して植物防疫法第19条第1項の規定に基づく協力指示書が交付された。このため、ウメ輪紋ウイルス緊急防除の強化対策を推進し、早期根絶、防除区域解除に向けて取り組む。	(1)市町村による発生調査 ・調査地域:梅郷1丁目~6丁目、和田町1・2丁目、畑中3丁目、柚木町1丁目、二俣尾1・2丁目、日向和田2・3丁目、畑中1・2丁目、柚木町2・3丁目、二俣尾3・4丁目、日向和田1・2丁目 ・調査時期:5月、6~7月、8月 ・調査対象植物:ウメ、モモ、スモモ、アンズなど省令による移動制限植物 (2)アブラムシの防除 ・防除地域:梅郷1丁目~6丁目、和田町1・2丁目、畑中3丁目、柚木町1丁目、二俣尾1・2丁目、日向和田2・3丁目、畑中1・2丁目、柚木町2・3丁目、二俣尾3・4丁目、日向和田1・2丁目 ・防除時期:5~6月(45園地・170本)、10月(1,282園地・7,120本)、2月(1,313園地・7,783本) (3)その他の防除対策推進 ・調査と並行し、感染が確認された直物の枝打ち 5月(43園地・62本)、6月(6園地・8本)、8月(6園地・6本)	45,177,911	ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス)のまん延防止	ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス)のまん延防止	100%	A	目標を達成しており良好である。	PPV感染が確認されて以来、青梅市は国や都等、関連の機関と密接に連携し、PPVのまん延を防止するため、強化地区における発生調査及びこれを媒介するアブラムシの防除等、防除対策が適切に推進されており、本事業の目標値を達成している。また、強化地区で再植栽が行われたことは本事業の成果の一つであると評価できる。なお、事業内容の変更にあたっては現場での混乱が見られ、事前の十分な協議・調整が必要である。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。	

参考:評価A(達成率80%以上)、評価B(達成率50%以上80%未満)、評価C(達成率50%未満)

注:特別交付型交付金の総合評価は不要